

営 第 7 3 6 号
令和 6 年 1 月 2 5 日

隠岐支庁県民局長 様
東部県民センター所長 様
西部県民センター所長 様

営繕課長

島根県営繕工事における公共工事設計資材単価に係る特例措置について
(通知)

島根県営繕工事における公共工事設計資材単価に係る特例措置については、令和 5 年 1 月 1 日 15 日付け営第 5 8 1 号により行っているところですが、当該通知を下記のとおり一部改定するので、取扱いに遺漏のないよう対応をお願いします。

なお、別紙のとおり、市町村、建築関係団体あて通知していますことを申し添えます。

記

1. 改定内容

(改定前)

令和 5 年 1 月 2 日 1 日から令和 6 年 2 月 2 9 日までに契約を締結する工事を対象とする。

(改定後)

令和 5 年 1 月 2 日 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに契約を締結する工事を対象とする。

2. 送付資料

- ・別添「島根県営繕工事における資材価格高騰に対する特例措置に係る運用について」
- ・新旧対照表
- ・【別紙 3】受注者配布ビラ（特例措置期間 令和 6 年 3 月 3 1 日版）

(問い合わせ先)

営繕課 企画係 安達・内田

電話（防災行政無線）：8-300-2-5223

E-mail：eizen@pref.shimane.lg.jp